

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	交際費課税の特例措置の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税12)(法人税:義) (地方税16)(法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 中小法人については①又は②のいずれかを選択、資本金の額等が100億円以下の大法人は①の措置とする。 ①資本金の額等が100億円以下の大法人が、飲食のために支出する費用の額(社内接待費を除く。)50%を損金算入できる。 ②中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入できる。	
		《要望の内容》 中小法人及び大法人に係る交際費課税の特例措置について、その適用期限を令和5年度末までの2年間延長する。	
		《関係条項》 租税特別措置法第61条の4、第68条の66 租税特別措置法施行令第37条の4、第37条の5、第39条の93、第39条の94、第39条の95 租税特別措置法施行規則第22条の61の4 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項及び第292条第1項第3号	
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成26年度～令和5年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和29年度 創設	
		(最近の交際費課税の主な改正事項)	
		対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等
昭和57年度		5,000万円超	全額損金不算入
		5,000万円以下	定額控除(300万円)
		1,000万円以下	定額控除(400万円)
平成6年度		5,000万円超	全額損金不算入
		5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%

			1,000万円以下	定額控除（400万円）×90%
		平成10年度	5,000万円超	全額損金不算入
			5,000万円以下	定額控除（300万円）×80%
		平成14年度	1,000万円以下	定額控除（400万円）×80%
			5,000万円超	全額損金不算入
		平成15年度	5,000万円以下	定額控除（400万円）×80%
			1億円超	全額損金不算入
		平成18年度	1億円以下	定額控除（400万円）×90%
			全法人	一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
		平成21年度 （経済危機対策）	1億円超	全額損金不算入
			1億円以下	定額控除（600万円）×90%
		平成25年度	1億円超	全額損金不算入
			1億円以下	定額控除（800万円） （定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止）
		平成26年度	1億円超	飲食費50%まで損金算入
			1億円以下	定額控除限度額（800万円）までの損金算入又は飲食費50%まで損金算入の選択適用
		平成28年度	2年間の延長（平成29年度末まで）	
		平成30年度	2年間の延長（平成31年度末まで）	
		令和2年度	資本金の額等が100億円超の大法人は適用除外とした上で、2年間の延長（令和4年度末まで）	
		令和3年度	飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業）について、新型コロナの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費（社内接待費を除く）については損金算入できる割合を時限的に拡充要望したが、認められず。	
8	適用又は延長期間		令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>交際費については、1990 年代初頭の約 6 兆円から近年は 3 兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。</p> <p>また、直近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に伴う休業・営業時間の短縮等により、特に飲食業の客数・売上の減少が極めて深刻な状況となっている。</p> <p>こうした中で、飲食業は接待で利用される機会も多いことから、本税制措置により企業活動を活性化させることで消費を刺激し、新型コロナウイルス感染症による社会経済的な打撃から早期に回復し、飲食業界全体の回復を図る。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断 DI の改善を目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「全産業の業況判断DI」(「日銀短観」(日本銀行))、「中小企業の業況判断DI」(「中小企業景況調査」(中小企業庁))やGDPギャップの数値等を参考にする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>①個々の法人企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、企業活動を活性化させる。</p> <p>②法人企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化につながる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○交際費支出法人</p> <p>平成 26 年度：(中小)2,223,101 社 (大)19,224 社 平成 27 年度：(中小)2,261,988 社 (大)18,811 社 平成 28 年度：(中小)2,278,115 社 (大)18,125 社 平成 29 年度：(中小)2,298,910 社 (大)17,613 社 平成 30 年度：(中小)2,327,153 社 (大)17,166 社 令和元年度：(中小)2,337,377 社 (大)16,331 社 令和2年度：(中小)2,337,377 社 (大)15,514 社 令和3年度：(中小)2,337,377 社 (大)15,514 社 令和4年度：(中小)2,337,377 社 (大)15,514 社 令和5年度：(中小)2,337,377 社 (大)15,514 社</p> <p>※令和2年度以降は推計(令和元年度の実績と同等程度適用があると推計)(出典)国税庁「会社標本調査」</p>

		<p>※令和2年度より、100億円超の大法人は適用対象外 ※当該措置分の抽出が出来ないため。</p>																																												
②	適用額	<p>○交際費支出額の推移</p> <p>平成26年度：(中小)2,467,294百万円 (大)556,052百万円 平成27年度：(中小)2,678,312百万円 (大)560,901百万円 平成28年度：(中小)2,800,598百万円 (大)570,583百万円 平成29年度：(中小)2,966,230百万円 (大)560,375百万円 平成30年度：(中小)3,113,361百万円 (大)547,693百万円 令和元年度：(中小)3,186,542百万円 (大)488,638百万円 令和2年度：(中小)3,186,542百万円 (大)293,585百万円 令和3年度：(中小)3,186,542百万円 (大)293,585百万円 令和4年度：(中小)3,186,542百万円 (大)293,585百万円 令和5年度：(中小)3,186,542百万円 (大)293,585百万円</p> <p>※令和2年度以降は推計(令和元年度の実績と同等程度適用があると推計)(出典)国税庁「会社標本調査」 ※令和2年度より、100億円超の大法人は適用対象外 ※当該措置分の抽出が出来ないため。</p>																																												
③	減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>445,707</td> <td>156,861</td> <td>49,069</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>486,025</td> <td>169,492</td> <td>69,045</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>502,930</td> <td>174,540</td> <td>70,908</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>526,850</td> <td>181,196</td> <td>75,882</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>548,036</td> <td>186,560</td> <td>85,344</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>443,955</td> <td>195,676</td> <td>78,881</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>438,267</td> <td>167,958</td> <td>79,963</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>438,267</td> <td>167,958</td> <td>79,963</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>438,267</td> <td>167,958</td> <td>79,963</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>438,267</td> <td>167,958</td> <td>79,963</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「会社標本調査」(国税庁)等から推計 ※当該措置分の抽出が出来ないため。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成26年度	445,707	156,861	49,069	平成27年度	486,025	169,492	69,045	平成28年度	502,930	174,540	70,908	平成29年度	526,850	181,196	75,882	平成30年度	548,036	186,560	85,344	令和元年度	443,955	195,676	78,881	令和2年度	438,267	167,958	79,963	令和3年度	438,267	167,958	79,963	令和4年度	438,267	167,958	79,963	令和5年度	438,267	167,958	79,963
	法人税	法人住民税	法人事業税																																											
平成26年度	445,707	156,861	49,069																																											
平成27年度	486,025	169,492	69,045																																											
平成28年度	502,930	174,540	70,908																																											
平成29年度	526,850	181,196	75,882																																											
平成30年度	548,036	186,560	85,344																																											
令和元年度	443,955	195,676	78,881																																											
令和2年度	438,267	167,958	79,963																																											
令和3年度	438,267	167,958	79,963																																											
令和4年度	438,267	167,958	79,963																																											
令和5年度	438,267	167,958	79,963																																											
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>コスト削減傾向の中、交際費については、平成26年度税制改正による効果もあり、損金算入額は右肩上がりで実績が伸びている。本措置によって、中小企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。(上記「租税特別措置の適用実績」参照)</p> <p>一方で、我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調が続いていたものの、直近では新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、深刻な状況となっており、中小企業の業況判断DIは、▲25.8(令和3年4～6月)となっており、マイナスの状態が続いている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生</p>																																												

			<p>需要が発生することが期待される。</p> <p>また、飲食業はこれらの企業の接待で利用される機会が多いことから、消費を刺激し、新型コロナウイルス感染症による社会経済的な打撃から早期に回復し、飲食業界全体の回復を図るためにも本措置によって企業の経済活動の活性化を支援していくことが必要である。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、交際費課税の特例措置が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で 1.68 の乗数効果が期待できる。</p> <p>(出典)総務省「平成 27 年(2015 年)産業連関表」</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援し、利用される飲食業界についても、新型コロナウイルスによる深刻な社会・経済的打撃から早期回復を図る手段として有効である。</p> <p>なお、中小企業庁が行った調査では、交際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が 72.4%、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が 37.8%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。</p> <p>(出典)「令和元年度中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究」(中小企業庁)</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解		<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成 24 年 7 月とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p> <p>また、平成 25 年 7 月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている。</p>

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和2年8月
----	------------------------	--------